

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

○東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課……………）

○公共測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課……………）

○公共測量の終了……………（同……………）

○都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課……………）

○都営住宅の使用料の変更……………（同……………）

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同……………）

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同……………）

○東京都地域特別賃貸住宅の使用料の変更……………（同……………）

○東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……………（同……………）

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同……………）

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………）

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………（同……………）

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課……………）

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課……………）

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……………）

○鳥獣捕獲等事業の変更認定……………（環境局自然環境部計画課……………）

○救急医療機関の認定……………（福祉保健局医療政策部救急医療課……………）

○都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課……………）

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課……………）

告示（公）

○運転免許取得者教育の認定取消し……………

公 告

○土地区画整理組合の理事の辞職及び就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課……………）

規 則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百五十五号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第三百三十

八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措

置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四

条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十

五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用によ

り同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金

額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特

別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第

一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場

一部

●東京都告示第千六百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、同番五から同番八まで、千四百八十五番一、同番四から同番九まで、千五百九十九番二、同番四、千六百十番、同番二から同番五まで、千六百十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番九から同番十一まで、千九百十九番、同番二から同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦

町四丁目六番三号)

●東京都告示第千六百二十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関を次のとおり認定した。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機関の名称 一般財団法人日本品質保証機構

二 代表者の氏名 理事長 小林 憲明

三 主たる事務所の所在 千代田区神田須田町一丁目二十五番地

四 認証業務を行う事務所の所在地 千代田区神田須田町一丁目二十五番地 JR神田万世橋ビル

五 認定年月日 平成三十年十月十五日

●東京都告示第千六百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

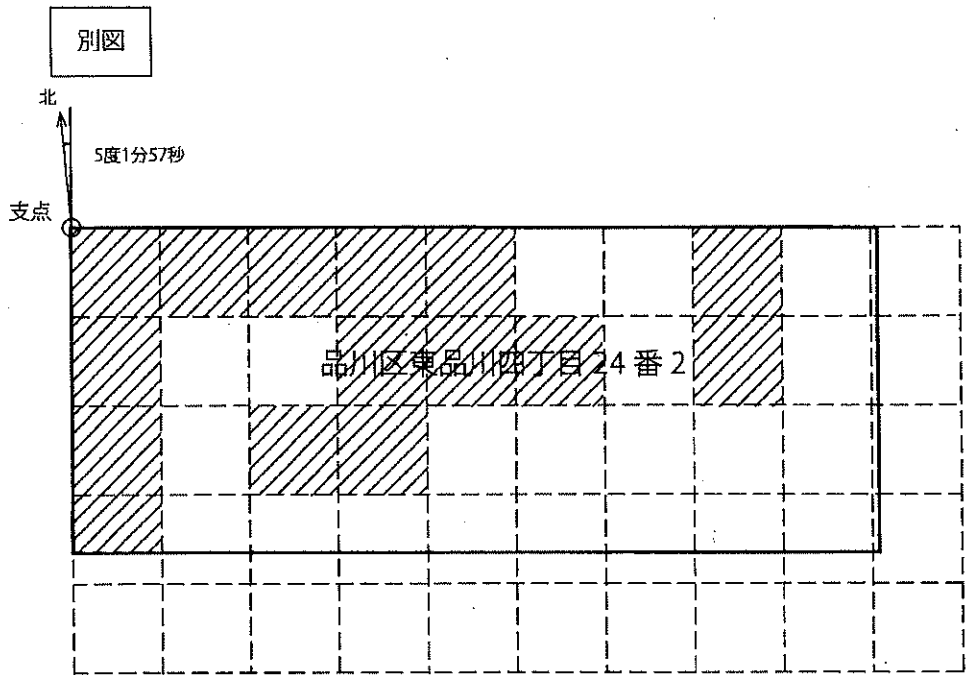
平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

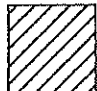
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



凡例

—— 敷地境界

- - - 単位区画

 形質変更時
要届出区域

支 点

支点は、品川区東品川四丁目24番2の最北端とする。

格子の回転角度

5度1分57秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区興野一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、砒素及びその化合物